

「酒類の公正な取引に関する基準」 改正のポイント

令和4年3月
国税庁酒税課

「酒類の公正な取引に関する基準」改正のポイント

- ① 酒類の公正な取引に関する基準制定の経緯及び
基準の概要 P1～2
- ② 調査において把握した問題点の類型 P3
- ③ 調査事例①(リベート関係) P4
- ④ 基準改正のポイント(リベート関係) P5
- ⑤ 調査事例②(共通費用の配賦方法関係) P6
- ⑥ 基準改正のポイント(共通費用の配賦方法関係) P7

酒類の公正な取引に関する基準 制定の経緯

平成15年9月1日 酒類小売業免許に係る規制の緩和(人口基準の廃止)

※酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(議員立法)が成立(平成15年7月7日施行、18年8月31日失効)。

18年8月31日 国税庁が「酒類に関する公正な取引のための指針」を公表

26年6月20日 「健全な飲酒環境の整備に関する請願」採択・内閣送付

28年5月12日 衆議院にて可決(全会一致)

※5月10日、衆議院財務金融委員長が提案。

5月27日 参議院にて可決(反対1議員)、成立(6月3日公布)

※本一部改正法は、公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日から施行。

平成29年3月31日 酒類の公正な取引に関する基準制定

6月1日 同基準施行

酒類の公正な取引に関する基準の概要

(公正な取引の基準)

酒類業者は、次のいずれにも該当する行為を行ってはならないものとする。

- (1) 正当な理由なく、酒類を当該酒類に係る売上原価の額と販売費及び一般管理費の額との合計額を下回る価格で継続して販売すること
 - (2) 自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること
- ⇒ (1) 価格要件と(2) 影響要件の双方の要件に該当する場合は、指示、公表、命令、罰則の対象となる。

(改正前)

○ 売上原価の算定方法

仕入価格から仕入値引(基準が明確に定められ、当該基準が取引の相手方に事前に示され、仕入と密接に関連するものに限る)を控除する。

○ 販管費の配賦方法

酒類事業と他の事業を併せて行っている場合、販管費は酒類業者が選択した合理的な配賦方法に従って配賦する。

※ 公正な取引の基準については、おおむね5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとされている(組合法86の3⑥)

※ なお、基準制定に当たっては、酒類業者の適切な経営努力による事業活動を阻害して消費者の利益を損なうことのないよう留意することとされている(組合法86の3②)

調査において把握した問題点 類型

- 基準制定後4年間に実施した取引状況等実態調査において、指示26件、嚴重指導63件を実施
- これらの事案の多くは、販管費の費用配賦に問題があったもの

基準における価格要件

$$\text{仕入(製造)原価} + \text{販管費} + \text{利潤} = \text{販売価格}$$

調査において把握した主な問題点

非違項目	件数
リベート関係	
リベートの受領者に対し、値引の額として控除しないよう指摘した事例	4
リベートの支払者に対し、値引の額を控除するよう指摘した事例	5
販管費の計算方法が不適當	
費用配賦の計算が行われていなかった事例	34
恣意的な配賦方法・配賦割合が選択されていた事例	24
配賦漏れの販管費があった事例	15

調査事例①(リベート関係)

1 リベートの取扱い(仕入値引・売上値引)が問題となった事例

(1) 仕入値引

- 卸売業者において、支払基準が明確に定められていないリベートを受領していたにもかかわらず、仕入値引として控除し、安値販売の原資としていた。
- 小売業者が、酒類の仕入れ価格の計算において、当該酒類とは異なる商品に関して支払われたリベートを仕入値引として控除し、安値販売の原資としていた。

(2) 売上値引

- 製造業者において、自社製品の店頭販売価格を引き下げさせる目的で過剰な額のリベートを支払ったが、当該リベートを売上値引と認識しないことにより、総販売原価割れとしていなかった。

(その一方で、小売業者は過剰な受取りリベートを仕入値引とし、安値販売の原資とすることが可能な状態にあった。)

⇒ 書面等を通じ、リベートの値引きの可否や対象となる商品についての認識を支払者と受領者で一致させることが必要。

基準改正のポイント(リベート関係)

改正前

リベートを受領した酒類業者の売上原価の算定に当たり、次の3つの要件を満たす場合に限り、仕入値引として処理することができる。

- ①リベートの基準が明確に定められ、
- ②当該基準が取引の相手方に事前に示され、
- ③仕入と密接に関連するものに限る

酒類の公正な取引に関する基準上、仕入値引とみなすことができないリベートについては、酒類の販売に係る販売費及び一般管理費からも控除は不可

改正後

リベートを受領した酒類業者の売上原価の算定に当たり、次の4つの要件を満たす場合に限り、仕入値引として処理することができる。

- ①リベートの基準が明確に定められ、
- ②当該基準が取引の相手方に事前に示され、
- ③仕入と密接に関連するものに限る、
- ④販売価格の算出上、控除した値引きの額である旨が書面等によりリベートの支払者から伝達されている場合に限る

《書面等による伝達》

《契約書、納品書、請求書等の書面又は電磁的記録で伝達する項目》

- ①販売価格の算出上、控除した値引きの額である旨
- ②リベートの対象となる酒類の銘柄
- ③取引年月日
- ④数量
- ⑤それぞれの酒類ごとの値引きの額及びその合計額を明示

リベート支払者



リベート受領者



書面等により伝達



調査事例②(共通費用の配賦方法関係)

2 販管費の配賦方法が問題となった事例

(1) 費用配賦の計算なし

- 経験則などに基づいた安易な計算を行い、具体的な費用配賦の計算を行っていなかった。

(2) 恣意的な費用配賦

- レジの通過点数を基礎とする「販売点数比」について、販売点数の多寡が費用の増減に影響を与える程度が少ない水道光熱費などを含めた全ての販管費に一律に適用していた。

- 酒類の売場面積を基礎とする「売場面積比」について、売場面積の多寡が費用の増減に影響を与える程度が少ない人件費などを含めた全ての販管費に一律に適用していた。また、適用していた配賦割合は、最も酒類の売場面積が少ない店舗の割合を他の店舗にも適用するという合理性のない割合であった。

⇒ 選択した配賦方法の合理性について、事業者に対し具体的な根拠を求めることを明記し、配賦方法の合理性が認められない、又は根拠が示されない場合に適用できる標準的な配賦方法が必要。

基準改正のポイント(共通費用の配賦方法関係)

改正前

酒類業者が、酒類事業と酒類事業以外の事業を併せ行っている場合において、これらの事業に共通する費用が発生するときは、当該酒類業者が選択した合理的な配賦方法により配賦。



改正後

酒類業者が、酒類事業と酒類事業以外の事業を併せ行っている場合において、これらの事業に共通する費用が発生するときは、当該酒類業者が選択した合理的な配賦方法により配賦。

- ・ 酒類業者が選択した合理的な配賦方法により配賦できる場合は、その算出根拠が明らかにされている場合に限る。
- ・ 当該酒類業者が合理的な配賦方法を選択していない場合には、**売上高比により配賦する。**

《算出根拠が明らかにされている場合》

① 客観的な資料（事業の実態を把握するために計測を行った結果や書面に記載されている具体的な金額など、販管費を算定するために必要な情報が記載されている資料）

に基づき、

② 配賦方法の選択の合理性の具体的な根拠（客観的な資料に基づいて、共通費の費用科目等と選択した配賦方法に合理的な関連性があるなど、事業の実情に即した合理的な理由に基づく選択であること）が示され、かつ、計算過程が明らかにされている場合。

算出根拠が明らかにされていない場合も、売上高比により配賦することになります。

酒類の公正な取引についてのお問い合わせ

- 酒類の公正な取引に関する基準、酒類の公正な取引に関する基準の取扱い（法令解釈通達）、酒類に関する公正な取引のための指針、酒類の公正な取引に関する基準に関するQ&Aを国税庁ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

（掲載先：<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/koseitorihiki/tokusyu202203/index.htm>）

- 酒類の公正な取引についての一般的なご質問やご相談については、酒類業調整官又は酒類指導官が設置されている税務署にお問合せください。

- 酒類業調整官又は酒類指導官が設置されている税務署は、国税庁ホームページで
ご確認ください。

（掲載先：<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/shiori/2022/pdf/094.pdf>）